

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕 都市福利施設の整備の必要性

現状分析

- ・ 中心市街地内及びその外縁部には、市民会館やキャスパホール、市民アリーナ・市民ギャラリーとあわせて、姫路市立美術館、兵庫県立歴史博物館など、多くの文化施設が立地している。一方で、市内で最も多くの観客を収容可能な姫路市文化センターは、築後 40 年以上が経過し、施設の更新等を検討する必要がある。
- ・ 姫路城周辺をはじめ中心市街地内には、県立・私立の中学校・高等学校や姫路聴覚特別支援学校が立地しているほか、前計画期間中に、本市の学校園の教育を支援する拠点施設として総合教育センターのほか、小中一貫教育推進モデル校として白鷺小学校及び白鷺中学校を開設している。さらに、キャストィ 21 コアゾーンにおいて、医療系分野に携わる専門学校の整備計画が進められている。
- ・ 医療施設については、中心市街地内に多くの医療機関が立地しており、福祉施設についても、高齢者福祉施設や障害者福祉施設に加え、保育所等の育児・児童施設が中心市街地とその周辺部に点在している。
- ・ 前計画期間中に、市民活動拠点として、市民活動・ボランティアサポートセンターや城巽公民館などが整備されている。

都市福利施設の整備事業の必要性

これらの現状を踏まえた都市福利施設の整備に関する事業の必要性は、以下のとおりである。

- ・ キャスティー 21 計画に基づき、コアゾーン内への専門学校等を整備し、新たな拠点とするとともに、「交流と創造のうるおい広場」として位置付けられているキャストィ 21 イベントゾーン内に、文化・交流施設、コンベンション・展示施設や高等教育施設等を整備することにより、姫路駅の東西に広がる新しい人の流れを創出し、居住魅力の向上を図る必要がある。
- ・ にぎわいのあるまちづくりには、地域のコミュニティ活動を含めた活発な市民活動が重要であるため、前計画期間中に市民活動拠点として整備した市民活動・ボランティアサポートセンターなどを活用する必要がある。

フォローアップの考え方

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>キャストィ 21 イベントゾーン整備事業</p> <p>【内容】 施設整備 面積：6.6ha</p> <p>【実施時期】 H27～H32</p>	<p>姫路市</p>	<p>キャストィ 21 イベントゾーンは、JR 山陽本線等連続立体交差事業や姫路駅周辺土地区画整理事業により JR 姫路駅の東部に新たに生み出された、約 6.6ha の広大な街区であり、人々が回遊する新たな動線を形成し、にぎわいのある都心づくりを目指している。</p> <p>新計画において、姫路駅の東西に広がる新しい人の流れを創出する文化・交流施設、コンベンション・展示施設、高等教育施設等を整備することにより、本市の集客力を高め、居住魅力の向上を図る事業であり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路駅周辺地区（第2期））） H27～H29 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（キャストィ 21 イベントゾーン周辺地区）） H30～H32 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（キャストィ 21 イベントゾーン地区）） H29～H32</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>キャストィ 21 コアゾーン (C ブロック) 整備事業</p> <p>【内容】 キャストィ 21 コアゾーン内の C ブロックにおいて、医療系分野を中心とした専門学校などを整備する。</p> <p>【実施時期】 H26～H30</p>	<p>(学) 神戸 滋慶学 園</p>	<p>キャストィ 21 コアゾーンは、JR 姫路駅周辺において JR 山陽本線等連続立体交差事業と一体的に進めている「姫路駅周辺土地区画整理事業」により JR 姫路駅の東側に新たに生み出された広大な街区であり、C ブロックにおいて、医療系分野を中心とした専門学校を整備する。</p> <p>あわせて、高齢者住宅、保育所、クリニックなどを整備することにより、にぎわいとうるおいにあふれたまちづくりを実現し、街なかのにぎわい創出と回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>街なかマナーアップ向上事業</p> <p>【内容】 街なかにおいて市民のマナーアップ向上を啓発する。</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市</p>	<p>まちの美化と良好な環境の確保を図るために制定した「姫路のまちを美しく安全で快適にする条例」による路上喫煙やごみのポイ捨てに対する市民啓発やボランティアによる清掃活動を支援することにより、世界文化遺産・姫路城を有するにふさわしい、来街者にとって快適で美しく清潔なまちづくり運動に取り組むもので、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業</p> <p>【内容】 市民会館内での市民活動・ボランティアサポートセンター運営事業を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの機能 ①情報収集・発信 ②人材育成・学習機会の提供 ③活動相談 ④連携・交流 ⑤団体活動支援 ⑥ボランティア登録 (マッチング) <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市</p>	<p>市民が積極的に社会参加、社会貢献できる仕組みづくりを進め、NPO やボランティア団体、まちづくり団体などの多様な市民活動団体の活動を支援することを目的として、前計画期間中に市民活動の普及と参加促進、情報の共有化、人材の育成などの拠点として開設されたセンターの運営事業を行う。</p> <p>このセンターのある市民会館は、大規模人数を収容できるホールを有しており、一方で地域に根ざした活動等の拠点にもなっている。このような立地条件や機能集積を有する市民会館内でのセンターの継続的な運営事業は、中心市街地における拠点性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>人権啓発センター運営事業</p> <p>【内容】 イーグレひめじ内での人権啓発センター運営事業を展開する。</p> <p>・センターの機能 ①学習・研究 ②広報・発信 ③展示・体験 ④救済・支援機能</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路城を眼前に望む優れた立地条件を有し、中心市街地における都市福利施設の集積拠点でもあるイーグレひめじ内に、前計画期間中に開設した人権啓発センターの継続的な運営事業は、中心市街地における拠点性の向上につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
---	------------	--	--	--